

令和8年度鳥類登録基準設定検討会（第1回）

議事録

1. 日 時 令和8年5月29日（金）13:30～14:50

2. 場 所 WEB会議システムにより開催

3. 出席委員 座 長 白石 寛明

委 員 岩田 久人

水島 秀成

與 語 靖 洋

富田 恭範

山本 裕史

（敬称略、五十音順）

4. 議 事

（1）検討会の運営及び座長の選定について

（2）鳥類の被害防止に係る農薬登録基準として環境大臣が定める基準値（案）について

（3）その他

5. 議事概要

（1）検討会の運営及び座長の選出

- 令和8年度鳥類登録基準設定検討会開催要領に基づき、委員の互選により、座長の選任が行われ、座長として白石委員が選出された。また、座長代理として石塚委員が指名された。

（2）鳥類の被害防止に係る農薬登録基準として環境大臣が定める基準値（案）について

再評価対象であるトプラメゾン及びピロキロンの基準値の設定について検討が行われた。審議の経過及び委員からの主要な意見とそれに対する審議内容は以下のとおり。

○ トプラメゾン

- 鳥類急性経口毒性試験（コリンウズラ）の試験成績報告書において、投与量（10 g/kg 体重）が現行 EPA ガイドラインの規定（5 mL/kg 体重）を超えていること、吐き戻しの記載がなかったこと、水及び餌の分析結果が不明であったこと等が現行ガイドラインからの逸脱として確認された。これらの逸脱について、OECD ガイドラインでは 10 mL/kg 体重以下が上限とされていること、投与当日の観察結果としては吐き戻しの記載がないこと、水や餌の分析は報告書に添付されていないが実施されていること等事務局からの説明があり、いずれの逸脱も試験結果の信頼性に与える影響は軽微であるとの事務局の整理が了承された。
- 検討の結果、事務局が提示した案を農薬小委員会に諮ることが了承された。

○ ピロキロン

- 1件目の鳥類急性経口毒性試験（ウズラ）において、記載されている供試鳥の体重が通常のウズラの体重と比較して重いとの指摘があった。事務局は申請者に対して体重の記載内容を確認し、その結果を委員に報告することとした。
- 逐次試験の一部において対照区が設定されていないことについて、OECD ガイドラインの規定との整合性について委員から質問があり、ガイドラインにおける規定（同一ロットの鳥を使用、

ステージ間の日数が短い、投与液量が一定である等の条件を満たす場合は省略可)に該当するため逸脱ではないとする事務局の説明があり、了承された。

- 2件目の鳥類急性経口毒性試験（ウズラ）の試験成績報告書において、被験物質の純度が不明なこと、対照区の設定がないこと、明暗周期で明期が長いものの観察等の情報がなく繁殖状態を否定できないこと、吐き戻しの確認が無いこと、観察期間が7日間（現行ガイドラインでは14日間）であったこと等が現行ガイドラインからの逸脱として確認された。これらの逸脱について、対照群が設定されておらず、試験期間が短いことなど複数の逸脱が認められること、より新しい試験データ（1件目の試験）が提出されていることから、本試験は基準値設定に利用しないことが妥当との事務局の整理が了承された。
- 検討の結果、1件目の鳥類急性経口毒性試験（ウズラ）における供試動物の体重について、申請者への確認結果を踏まえ、事務局が提示した案を一部修正の上、農薬小委員会に諮ることが了承された。

○ 共通事項

- 評価書における有効成分の化合物系統または分類/基本または炭素骨格の記載根拠について、ルールを統一することが望ましいとの意見が出された。

(3) その他

○ イブトリアゾピリドの公表文献に係る報告書について

前回（令和7年度第4回）の鳥類登録基準設定検討会において基準値案の審議を行ったイブトリアゾピリドに関して、申請者から提出された公表文献収集結果について、事務局より追加報告された。新たに鳥類基準値設定に利用できる文献はなく、前回の審議結果に変更はない旨確認された。

○ 評価書における適用農作物等の記載について

評価書における適用農作物等の記載ルールを整理した。委員からは、記載ルールについて特段の異論はなく、ばく露評価の観点からも問題ないとの意見が出された。